

2015 年 7 月 7 日

企業会計基準委員会

小野 行雄 委員長様

平素より、日本における会計基準の整備、開発にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。2015 年 5 月 26 日公表の「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」につきまして、コメントを作成いたしましたので、ご査収いただければ幸いです。

（質問 8-3 適用初年度の取り扱いに関する質問） に対するコメント

本適用指針案の適用によって生じる変更を会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、過去期間における影響額を適用初年度期首の利益剰余金に加減するという点について、以下のような疑問を感じています。

例えば当期期首の時点では監査委員会報告第 66 号の現行の分類の適用によって分類 3 である会社が前期までの過去 3 年の業績の向上によって分類 2 に変更になる場合、新たに 5 年を超えるスケジューリング可能な将来減損一時差異の追加計上の影響は、現行の基準の下では当期の損益に認識されるところ、この状況が適用指針の適用初年度に起こった場合、適用指針案第 24 項の「過去（3 年）及び当期の課税所得の推移等を勘案して、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合」に該当して、前期末において計上可能であったものとして期首剰余金の増加として認識されるという結果になってしまうのではないのでしょうか。基準変更がなければ損益に認識できたものを基準の適用により会計方針の変更の影響として損益には認識できなくなると、適用開始年度の選択によって損益と利益剰余金の区分に変化が生じ、会社間の比較可能性を低下させる懸念があると思われます。

2015 年 5 月 15 日の第 311 回企業会計基準委員会の審議資料の中で、「分類変更については、その変更理由が分類変更を行った期間に生じたものかどうか、期首における分類との整合性を含めて説明が求められることから、必ずしも操作性の余地が高いとは言えないと考えられる。」との事務局見解が示されていますが、現行の取り扱いにおいて分類変更として生じる影響が、本適用方針案においては分類変更がない（分類 3 のまま）でも回収可能性が弾力的に判断できることから生じてくることをどう位置付けるかという説明が求められるのではないのでしょうか。

その他の質問 1～9 につきましては、適用指針案の考え方に同意であり、特段のコメントはございません。よろしくお願いいたします。

日産自動車(株) 経理部
常原 二郎